

提出用

G J 5 0 2 2

平成令和 年度分 移出数量明細書 ()

令和 年 月 日	申告者 税務署長殿	(製造場の所在地及び名称) 〒	(電話)	税 務 署 処 理 欄			
		(住所) 〒	(電話)	整理番号			
		(氏名又は名称及び代表者氏名)	(法人番号) ※個人番号は記載不要	通信日付印	年 月 日	確認	

区 分	①	1 明 細 2 合 計	1 明 細 2 合 計	1 明 細 2 合 計	1 明 細 2 合 計	1 明 細 2 合 計
酒類の品目別及びアルコール分別等	②					
課 税 移 出 数 量	酒類製造場に課税して移出した数量	③				
	酒類製造者の支店等に移出した数量	④				
	酒類卸売業者に移出した数量	⑤				
	酒類小売業者に移出した数量	⑥				
	消費者に移出した数量	⑦				
	計 ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦	⑧				
未 納 税 移 出 数 量	⑨					
輸 出 免 税 数 量	⑩					
内輸出酒類販売場での免税数量	⑪					
採 取 ・ 収 去 数 量	⑫					
計 ⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑫	⑬					

酒類の品目別及びアルコール分別等のコード表 (②欄に、該当するコードを記入してください。)

コード	酒類の品目別及びアルコール分別等	コード	酒類の品目別及びアルコール分別等	コード	酒類の品目別及びアルコール分別等	コード	酒類の品目別及びアルコール分別等
1 1 0	清酒	2 5 5	単式蒸留焼酎 (発泡)	5 1 7	ウイスキー (発泡(本則))	6 1 5	スピリッツ (発泡)
1 1 5	清酒 (発泡)	2 5 7	単式蒸留焼酎 (発泡(本則))	5 5 0	ブランデー	6 1 7	スピリッツ (発泡(本則))
1 1 7	清酒 (発泡(本則))	3 1 0	みりん	5 5 5	ブランデー (発泡)	7 1 0	リキュール
1 5 0	合成清酒	3 1 5	みりん (発泡)	5 5 7	ブランデー (発泡(本則))	7 1 5	リキュール (発泡)
1 5 5	合成清酒 (発泡)	3 1 7	みりん (発泡(本則))	5 7 0	原料用アルコール	7 1 6	※リキュール (発泡) (R2.10.1～R5.9.30)
1 5 7	合成清酒 (発泡(本則))	3 5 0	ビール	5 8 0	発泡酒 (R 8.10.1～)	7 1 7	リキュール (発泡(本則))
2 1 1	連続式蒸留焼酎35度	4 1 0	果実酒	5 8 1	発泡酒 (麦芽比率50%以上又はアルコール分10度以上) (～R 8.9.30)	8 2 0	粉末酒
2 1 2	連続式蒸留焼酎25度	4 1 5	果実酒 (発泡)	5 8 2	発泡酒 (麦芽比率25%以上50%未満) (～R 8.9.30)	8 2 5	粉末酒 (発泡)
2 1 3	連続式蒸留焼酎20度	4 1 7	果実酒 (発泡(本則))	5 8 3	発泡酒 (麦芽比率25%未満) (～R 8.9.30)	8 2 7	粉末酒 (発泡(本則))
2 1 5	連続式蒸留焼酎 (発泡)	4 5 0	甘味果実酒	5 9 1	その他の醸造酒	8 5 0	雑酒
2 1 7	連続式蒸留焼酎 (発泡(本則))	4 5 5	甘味果実酒 (発泡)	5 9 5	その他の醸造酒 (発泡)	8 5 2	雑酒 (みりん類似)
2 5 1	単式蒸留焼酎35度	4 5 7	甘味果実酒 (発泡(本則))	5 9 6	※その他の醸造酒 (発泡) (R2.10.1～R5.9.30)	8 5 5	雑酒 (発泡)
2 5 2	単式蒸留焼酎25度	5 1 0	ウイスキー	5 9 7	その他の醸造酒 (発泡(本則))	8 5 7	雑酒 (発泡(本則))
2 5 3	単式蒸留焼酎20度	5 1 5	ウイスキー (発泡)	6 1 0	スピリッツ		

※ 596及び716は、いわゆる「新ジャンル」に該当する酒類 (平成29年改正法附則第36条第2項第3号適用酒類) です。

この帳票は機械で処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。